

# 重要事項説明書

おクルマをご売却いただいたお客様へ

この度は弊社にお車をご売却いただき誠にありがとうございます。ご売却についてのご契約内容は売買契約書約款をお読みになり、ご理解いただいたうえでご署名ご捺印ください。以下に、ご契約内容のご説明(抜粋)を記載しておりますので、必ずご確認をお願い申し上げます。

## ■ご契約車両及び書類の引き渡しについて

ご契約車両及び移転登録書類等は、契約書表面に記載された「引渡期限」までに、弊社にお引き渡し下さい。期限を過ぎた場合は、売買契約をキャンセルさせていただく場合があります。

## ■ご売却代金のお支払いについて

ご売却代金は、ご契約車両・移転登録書類等の引き渡しがいずれも完了した後、契約書表面に記載された「支払期限」までにお支払いします。



## ■車両状態等のご申告について

お客様はご売却車両に、契約書表面に記載された「メーター交換歴」「災害歴」「修復歴」「走行上の不具合」がある場合は、契約締結時にお客様に「判明している範囲」でご申告下さい。

## ■契約不適合責任について

ご売却車両に、中古自動車取引業界における一般的かつ標準的な車両検査(修復歴の基準については、一般財団法人日本自動車査定協会が定める基準、走行距離に関する不適合※については、一般社団法人日本オートオークション協議会への照会を実施)において判明しない不適合があることが判明したときは、弊社はお客様に協議を求めるものとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らなかった場合又は協議が不能なときは、売買契約を解除することがあります。

※不適合:その他の契約車両の種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの

## ■売買契約のキャンセルについて

お客様は、ご契約車両の引き渡しを行った日の翌日までは、弊社に通知することにより何等の負担なく売買契約をキャンセルすることができます。



お車売却の困りごとの「相談室」です。

一般社団法人日本自動車購入協会  
車売却消費者相談室 ☎0120-93-4595  
受付時間: 平日9時~17時(土日祝日休業)

\*詳細は、売買契約書をご確認下さい。